

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案

新旧対照条文

目次

○ ○ ○ ○ ○ ○					
奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）	（抄）	（第一条関係）	.		
小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）	（抄）	（第二条関係）	.		
登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）	（抄）	（附則第五条関係）	.		
総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）	（抄）	（附則第六条関係）	.		
農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）	（抄）	（附則第七条関係）	.		
国土交通省設置法（平成十一年法律第一百号）	（抄）	（附則第八条関係）	.		
34	32	30	28	16	1

奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）（抄）（第一条関係）

（第一条関係）

改 正 案

行

現

目次

第一章 （略）
第二章 （略）

第一章 （略）
第二章 （略）

第一章 （略）
第二章 （略）

第一節～第三節 （略）
第四節 産業振興促進計画及びこれに基づく措置（第十一条～第十二条）

第五節 振興開発のためのその他の特別措置（第二十一条～第三十八条）

第五節 振興開発のためのその他の特別措置（第二十二条～第三十八条）

第五節 振興開発のためのその他の特別措置（第二十二条～第三十八条）

第三章～第六章 （略）
附則

第三章～第六章 （略）
附則

（目的）

第一条 この法律は、奄美群島（鹿児島県奄美市及び大島郡の区域をいう。以下同じ。）の特殊事情に鑑み、奄美群島の振興開発に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、奄美群島振興開発基本方針に基づき総合的な奄美群島振興開発計画を策定し、及びこれに基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した奄美群島の振興開発を図り、もつて奄美群島の自立的発展、その住民の生活の安定及び福祉の向上並びに奄美群島への移住及び奄美群島における定住の促進を図ることを目的とする。

（基本理念）

（基本理念）

第二条 奄美群島の振興開発のための施策は、次に掲げる事項を基

本理念として行われなければならない。

一 奄美群島が我が国の領域の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、自然との触れ合いの場及び機会の提供、再生可能エネルギー源（太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができる）の利用、食料の安定的な供給その他の我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担つていていることを鑑み、その役割が十分に發揮されるよう、奄美群島の地理的及び自然的特性を生かし、その魅力の増進に資すること。

二 奄美群島の振興開発に対する需要が多様化していることに鑑み、奄美群島の振興開発に係る関係者の協働を推進し、その知見を集約することにより、施策の効果を一層高め、及び多様化する需要に的確に対応すること。

三 奄美群島が本土から遠隔の地にあることに鑑み、奄美群島と自然的、経済的、社会的及び文化的に密接な関連がある沖縄（沖縄県の区域をいう。）その他の奄美群島と近接する地域との多様な分野における連携を促進することにより、新たな価値を生み出し、奄美群島の持続的な発展に資することを旨とすること。

第四条 （略）

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 （略）

二 地域の特性に即した農林水産業、商工業、情報通信業等の産業の振興開発に関する基本的な事項

三（五）（略）

六 住宅及び生活環境の整備（空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十七号）第二条第一項に規定す

第二条 奄美群島の振興開発のための施策は、奄美群島が我が国

領域の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給その他の我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担つていることに鑑み、その役割が十分に發揮されるよう、奄美群島の地理的及び自然的特性を生かし、その魅力の増進に資することを旨として講ぜられなければならない。

第四条 （略）

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 （略）

二 地域の特性に即した農林水産業、商工業等の産業の振興開発に関する基本的な事項

三（五）（略）

六 住宅及び生活環境の整備（廃棄物の減量その他その適正な処理を含む。以下同じ。）に関する基本的な事項

る空家等（第二十六条において「空家等」という。）に関する

対策及び廃棄物の減量その他その適正な処理を含む。次条第二

項第六号において同じ。）に関する基本的な事項

七〇十一（略）

十二 再生可能エネルギー源の利用その他のエネルギーの供給に
関する基本的な事項

十三・十四（略）

十五 奄美群島への移住の促進に関する基本的な事項

十六（略）

十七 奄美群島の振興開発に係る独立行政法人奄美群島振興開発
基金、事業者、住民、特定非営利活動促進法（平成十年法律第
七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人（次条第二
項第十七号及び第三十七条において「特定非営利活動法人」と
いう。）その他の関係者間における連携及び協力の確保に関する
基本的な事項

十八（略）

3 基本方針は、令和六年度を初年度として五箇年を目途として達
成されるような内容のものでなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定めようとするときは、奄美群島振興
開発審議会の議を経るとともに、関係行政機関の長に協議しなけ
ればならない。

5・6（略）

（振興開発計画）

第五条（略）

2 振興開発計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるもの
とする。

一（略）

七〇十一（略）

十二 再生可能エネルギー源（太陽光、風力その他非化石エネル
ギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することがで
きると認められるものをいう。以下同じ。）の利用その他のエ
ネルギーの供給に関する基本的な事項

十三・十四（略）

十五（新設）（略）

十六 奄美群島の振興開発に係る独立行政法人奄美群島振興開発
基金、事業者、住民、特定非営利活動促進法（平成十年法律第
七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人（以下単に
「特定非営利活動法人」という。）その他の関係者間における
連携及び協力の確保に関する基本的な事項

十七（略）

3 基本方針は、平成三十一年度を初年度として五箇年を目途とし
て達成されるような内容のものでなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、
奄美群島振興開発審議会の議を経るとともに、関係行政機関の長
に協議しなければならない。

5・6（略）

（振興開発計画）

第五条（略）

2 振興開発計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるもの
とする。

一（略）

二 地域の特性に即した農林水産業、商工業、情報通信業等の産業の振興開発に関する事項

三〇十四 (略)
十五 奄美群島への移住の促進に関する事項
十六・十八 (略)

(略)

(略)

(略)

(略)

4 振興開発計画は、令和六年度を初年度として五箇年を目途として達成されるような内容のものでなければならぬ。

5 鹿児島県は、振興開発計画を定めようとすることは、奄美群島の市町村（次項の規定による要請があつた場合における当該要請をした市町村を除く。）に対し、当該市町村に係る振興開発計画の案を作成し、同県に提出するよう求めなければならない。この場合において、当該求めを受けた市町村は、単独で又は共同してその案を作成し、及び提出することができる。

6・7 (略)
8 奄美群島市町村は、第五項又は第六項の案を作成しようとするときは、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

9 (略)
10 鹿児島県は、振興開発計画を定めようとすることは、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、主務大臣は、当該同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

11・12 (略)

(交付金事業計画の作成)

第八条 鹿児島県は、第六条第一項及び第三項に規定する事業のか、振興開発計画に基づく事業のうち、鹿児島県が実施する次に掲げる事業（奄美群島市町村その他の者が実施する次に掲げる事業であつて、鹿児島県が当該事業に要する経費の全部又は一部を

二 地域の特性に即した農林水産業、商工業等の産業の振興開発に関する事項

三〇十四 (略)
十五 (新設)
五十七 (略)

(略)

(略)

4 振興開発計画は、平成三十一年度を初年度として五箇年を目途として達成されるような内容のものでなければならぬ。

5 鹿児島県は、振興開発計画を定めようとすることは、あらかじめ、奄美群島内の市町村（次項の規定による要請をした市町村を除く。）において、当該市町村に係る振興開発計画の案を作成し、同県に提出するよう求めなければならない。この場合において、当該求めを受けた市町村は、単独で又は共同してその案を作成し、及び提出することができる。

6・7 (略)
8 奄美群島市町村は、第五項又は第六項の案を作成しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

9 (略)
10 鹿児島県は、振興開発計画を定めようとすることは、あらかじめ、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、主務大臣は、同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

11・12 (略)

(交付金事業計画の作成)

第八条 鹿児島県は、第六条第一項及び第三項に規定する事業のか、振興開発計画に基づく事業のうち、鹿児島県が実施する奄美群島の特性に応じた産業の振興又は奄美群島における住民の生活の利便性の向上に資する事業（奄美群島市町村その他の者が実施

負担するものを含む。）であつて政令で定めるものに関する計画（以下「交付金事業計画」という。）を作成することができる。

する奄美群島の特性に応じた産業の振興又は奄美群島における住民の生活の利便性の向上に資する事業であつて、鹿児島県が当該事業に要する経費の全部又は一部を負担するものを含む。）を実施するための計画（以下「交付金事業計画」という。）を作成することができる。

1	奄美群島の特性に応じた産業の振興に資する事業	（新設）
2	奄美群島における産業の振興の基盤となる自然環境の保全及び再生に資する事業	（新設）
3	奄美群島における住民の生活の利便性の向上に資する事業	（新設）
4	奄美群島における教育の充実及び文化の継承に資する事業	（新設）
5	奄美群島への移住の促進に資する事業	（新設）
1	交付金事業計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。 一 事業の内容及び実施主体に関する事項	（新設）
2	交付金事業計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。 一 交付金事業計画を作成しようとするときは、奄美群島市町村その他の関係者の意見を聴くよう努めるものとする。	（新設）
3	（略）	（新設）
4	鹿児島県は、交付金事業計画を作成しようとするときは、奄美群島市町村その他の関係者の意見を聴くよう努めるものとする。	（新設）
5	鹿児島県は、交付金事業計画を作成しようとするときは、奄美群島市町村その他の者が実施する事業に係る事項を記載しようとするときは、当該事項について、当該奄美群島市町村その他の者の同意を得なければならぬ。	（新設）
6	（略）	（新設）
7	（略）	（新設）
（産業振興促進計画の認定）		
第十二条	（略）	
4	第二項第三号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載するこ	

1	奄美群島の特性に応じた産業の振興又は奄美群島における住民の生活の利便性の向上に資する事業であつて、鹿児島県が当該事業に要する経費の全部又は一部を負担するものを含む。）を実施するための計画（以下「交付金事業計画」という。）を作成することができる。	（新設）
2	交付金事業計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。 一 奄美群島の特性に応じた産業の振興又は奄美群島における住民の生活の利便性の向上に資する事業で政令で定めるものに関する事項	（新設）
3	（略）	（新設）
4	鹿児島県は、交付金事業計画を作成しようとするときは、あらかじめ、奄美群島市町村その他の関係者の意見を聴くよう努めるものとする。	（新設）
5	鹿児島県は、交付金事業計画に奄美群島市町村その他の者が実施する事業に係る事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該奄美群島市町村その他の者の同意を得なければならない。	（新設）
6	（略）	（新設）
7	（略）	（新設）
（産業振興促進計画の認定）		
第十二条	（略）	
4	第二項第三号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載するこ	

とができる。

一　観光旅客滞在促進事業（計画区域において旅館業法（昭和二十三年法律第二百三十八号）第二条第一項に規定する旅館業（同条第四項に規定する下宿営業その他の国土交通省令で定めるものを除く。）を営む者（旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第三条の登録を受けた者を除く。）が、奄美群島内限定期行業者代理業（旅行業法第二条第二項に規定する旅行業者代理業であつて、奄美群島内の旅行に関し宿泊者と同条第三項に規定する旅行業務の取扱いに係る契約を締結する行為を行うものをいう。第十七条第五項において同じ。）を行うことにより、計画区域において観光旅客の宿泊に関するサービスの改善及び向上を図る事業であつて、奄美群島の観光資源を活用して観光旅客の滞在を促進するものをいう。以下同じ。）に関する事項

二　補助金等交付財産活用事業（補助金等交付財産（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第二百七十九号）第二十二条に規定する財産をいう。）を当該補助金等交付財産に充てられた補助金等（同法第二条第一項に規定する補助金等をいう。）の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することにより行う事業をいう。第十八条において同じ。）に関する事項

5　奄美群島市町村は、産業振興促進計画に第二項第三号に掲げる事項を記載しようとするときは、同号の実施主体として定めようとする者の同意を得なければならない。

6・7　（略）

8　主務大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、産業振興促進計画のうち第二項各号に掲げる事項に係る部分が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一・三　（略）

とができる。

一　観光旅客滞在促進事業（計画区域において旅館業法（昭和二十三年法律第二百三十八号）第二条第一項に規定する旅館業（同条第四項に規定する下宿営業その他の国土交通省令で定めるものを除く。）を営む者（旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第三条の登録を受けた者を除く。）が、奄美群島内限定期行業者代理業（旅行業法第二条第二項に規定する旅行業者代理業であつて、奄美群島内の旅行に関し宿泊者と同条第三項に規定する旅行業務の取扱いに係る契約を締結する行為を行うものをいう。第十八条第五項において同じ。）を行うことにより、計画区域において観光旅客の宿泊に関するサービスの改善及び向上を図る事業であつて、奄美群島の観光資源を活用して観光旅客の滞在を促進するものをいう。以下同じ。）に関する事項

二　補助金等交付財産活用事業（補助金等交付財産（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第二百七十九号）第二十二条に規定する財産をいう。）を当該補助金等交付財産に充てられた補助金等（同法第二条第一項に規定する補助金等をいう。）の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することにより行う事業をいう。第十九条において同じ。）に関する事項

5　奄美群島市町村は、産業振興促進計画に第二項第三号に掲げる事項を記載しようとするときは、あらかじめ、同号の実施主体として定めようとする者の同意を得なければならない。

6・7　（略）

8　主務大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、産業振興促進計画のうち第二項各号に掲げる事項に係る部分が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一・三　（略）

四 第二項第三号に掲げる事項に観光旅客滞在促進事業に関する事項を記載した産業振興促進計画については、当該観光旅客滞

在促進事業を実施しようとする者が旅行業法第六条第一項各号（第九号及び第十号を除く。）のいずれにも該当せず、かつ、

営業所ごとに同法第十二条の二に規定する旅行業務取扱管理者又は第十七条第四項前段に規定する奄美群島内限定旅行業務取

扱管理者を確実に選任すると認められること。

9 主務大臣は、産業振興促進計画に第四項各号に掲げる事項が記載されている場合において、前項の認定をしようとするときは、当該事項に係る関係行政機関の長（以下「関係行政機関の長」という。）の同意を得なければならない。

10 （略）

（削る）

（旅行業法の特例）

第十七条 （略）

（略）

3 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める標識を掲示してはならない。

一・三 （略）

4・5 （略）

第十八条～第二十条 （略）

第五節 振興開発のためのその他の特別措置

（医療の確保等）
第二十一条 （略）
2～8 （略）

四 第二項第三号に掲げる事項に観光旅客滞在促進事業に関する事項を記載した産業振興促進計画については、当該観光旅客滞

在促進事業を実施しようとする者が旅行業法第六条第一項各号（第九号及び第十号を除く。）のいずれにも該当せず、かつ、

営業所ごとに同法第十二条の二に規定する旅行業務取扱管理者又は第十八条第四項前段に規定する奄美群島内限定旅行業務取

扱管理者を確実に選任すると認められること。

9 主務大臣は、産業振興促進計画に第四項各号に掲げる事項が記載されている場合において、前項の認定をしようとするときは、当該事項に係る関係行政機関の長（以下単に「関係行政機関の長」という。）の同意を得なければならない。

10 （略）

第十七条 削除

（旅行業法の特例）

第十八条 （略）

（略）

3 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める標識を掲示してはならない。

一・三 （略）

4・5 （略）

第十九条～第二十二条 （略）

第五節 振興開発のためのその他の特別措置

（医療の確保等）
第二十二条 （略）
2～8 （略）

9 前各項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、奄美群島において、必要な医師等の確保、定期的な巡回診療、医療機器を活用した診療、医療機関の協力体制の整備等により医療の充実が図られるよう特別の配慮をするものとする。

第二十二条～第二十四条（略）

（情報の流通の円滑化等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、奄美群島と他の地域との間の情報通信技術の利用の機会に係る格差に鑑み、奄美群島における住民の生活の利便性の向上、産業の振興、医療及び教育の充実等を図るため、情報の流通の円滑化、高度情報通信ネットワークその他の通信体系の充実及び先端的な情報通信技術の活用について特別の配慮をするものとする。

（生活環境等の整備）

第二十六条 国及び地方公共団体は、奄美群島への移住及び奄美群島における定住の促進に資するため、住宅の整備（空家等の活用によるものを含む。）及び水の安定的な供給の確保、廃棄物の適正な処理その他の快適な生活環境の整備について適切な配慮をするものとする。

（介護給付等対象サービス等の確保等）

第二十七条 国及び地方公共団体は、奄美群島における介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービス及び老人福祉法（昭和三十八年法律第二百三十三号）に基づく福祉サービス（以下この項において「介護給付等対象サービス等」という。）の確保及び充実を図るため、介護給付等対象サービス等に従事する者の確保及び当該者の負担の軽減に資する機器等の導入、介護施設の整備並びに提供される介護給

9 前各項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、奄美群島において、必要な医師等の確保、定期的な巡回診療、医療機器の協力体制の整備等により医療の充実が図られるよう適切な配慮をするものとする。

第二十三条～第二十五条（略）

（情報の流通の円滑化及び通信体系の充実）

第二十六条 国及び地方公共団体は、奄美群島と他の地域との間の情報通信技術の利用の機会に係る格差に鑑み、奄美群島における住民の生活の利便性の向上、産業の振興、医療及び教育の充実等を図るため、情報の流通の円滑化及び高度情報通信ネットワークその他の通信体系の充実について適切な配慮をするものとする。

（生活環境等の整備）

第二十七条 国及び地方公共団体は、奄美群島における定住の促進に資するため、住宅の整備及び水の安定的な供給の確保、廃棄物の適正な処理その他の快適な生活環境の整備について適切な配慮をするものとする。

（介護給付等対象サービス等の確保等）

第二十八条 国及び地方公共団体は、奄美群島における介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービス及び老人福祉法（昭和三十八年法律第二百三十三号）に基づく福祉サービス（以下この条において「介護給付等対象サービス等」という。）の確保及び充実を図るため、介護給付等対象サービス等に従事する者の確保、介護施設の整備及び提供される介護給付等対象サービス等の内容の充実について適切な

付等対象サービス等の内容の充実について適切な配慮をするものとする。

2

国及び地方公共団体は、奄美群島における障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス及び同条第十九項に規定する相談支援並びに児童福祉法（昭和二十二年法律第一百六十四号）第三十三条の十九第一項に規定する障害児通所支援等（以下この項において「障害福祉サービス等」という。）の確保及び充実を図るため、障害福祉サービス等に従事する者の確保、障害福祉サービス等に係る事業を行う事業所等の整備及び提供される障害福祉サービス等の内容の充実について適切な配慮をするものとする。

（高齢者の居住用施設及び児童福祉施設の整備）

第二十八条（略）
2 国及び地方公共団体は、奄美群島における児童の福祉の増進を図るため、児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設（前条第二項に規定する障害福祉サービス等に係る事業を行う事業所等に該当するものを除く。）の整備等について適切な配慮をするものとする。

（新設）

（高齢者の居住用施設の整備）
第二十九条（略）
（新設）

第三十条（略）

（防災対策の推進等）

第三十条 国及び地方公共団体は、奄美群島において、災害を防除し、及び軽減するため、並びに災害が発生した場合において住民が孤立し、及び地域経済の円滑な運営が著しく阻害されることを防止するため、奄美群島において、国土保全施設、避難施設、備蓄倉庫、防災行政無線設備、人工衛星を利用した通信設備その他の防災に関する施設及び設備の整備、防災上必要な教育及び訓練の実施、被災者の救難、救助その他の保護を迅速かつ的確に実施す

配慮をするものとする。

の実施、被災者の救難、救助その他の保護を迅速かつ的確に実施するための体制の整備及び関係行政機関の連携の強化その他の防災対策の推進について適切な配慮をするものとする。

2 国及び地方公共団体は、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれのある感染症が発生したことにより、奄美群島と奄

美群島以外の地域との間の人の往来又は物資の流通が停滞し、又は制限された場合には、奄美群島において、住民の生活の安定及び地域経済の円滑な運営が著しく阻害されるおそれがあることに鑑み、当該場合における住民の生活に必要な物資の確保及び事業活動の継続について適切な配慮をするものとする。

第三十一条 (略)

(再生可能エネルギー源の利用の促進等)

第三十二条 国及び地方公共団体は、奄美群島の自然的特性を踏まえ、奄美群島において再生可能エネルギー源を利用することが、エネルギーの安定的かつ適切な供給の確保及びエネルギーの供給に係る環境への負荷の低減を図る上で重要であることに鑑み、再生可能エネルギー源の利用を促進するために必要な施策の充実について適切な配慮をするものとする。

2 (略)

(教育の充実等)

第三十三条 国及び地方公共団体は、奄美群島において、その教育の特殊事情に鑑み、子どもの修学の機会の確保に資するため、奄美群島内の島の区域（当該島の区域が二以上の奄美群島市町村の区域にわたる場合にあつては、当該島のうち一の奄美群島市町村の区域に属する区域。以下この項において同じ。）内に高等学校、中等教育学校の後期課程その他これらに準ずる教育施設（以下この項において「高等学校等」という。）が設置されていないこ

(新設)

第三十二条 (略)

(再生可能エネルギー源の利用の推進等)

第三十三条 国及び地方公共団体は、奄美群島の自然的特性を踏まえ、奄美群島において再生可能エネルギー源を利用することが、エネルギーの安定的かつ適切な供給の確保及びエネルギーの供給に係る環境への負荷の低減を図る上で重要であることに鑑み、再生可能エネルギー源の利用の推進について適切な配慮をするものとする。

2 (略)

(教育の充実等)

第三十四条 国及び地方公共団体は、奄美群島において、その教育の特殊事情に鑑み、子どもの修学の機会の確保に資するため、奄美群島内の島の区域（当該島の区域が二以上の奄美群島市町村の区域にわたる場合にあつては、当該島のうち一の奄美群島市町村の区域に属する区域。以下この項において同じ。）内に高等学校、中等教育学校の後期課程その他これらに準ずる教育施設（以下この項において「高等学校等」という。）が設置されていないこ

るための体制の整備及び関係行政機関の連携の強化その他の防災対策の推進について適切な配慮をするものとする。

とにより、当該島の区域内から当該島の区域外に所在する高等学校等へ生徒が通学する場合又は当該島の区域外に生徒が居住して当該高等学校等へ通学する場合における当該通学又は居住に対する支援について適切な配慮をするものとする。

2 国及び地方公共団体は、奄美群島における教育の特殊事情に鑑み、奄美群島に所在する公立学校の教職員（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）第二条第三項に規定する教職員及び公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十八号）第二条第一項に規定する教職員をいう。次項及び第四項において同じ。）の定数の算定について特別の配慮をするものとする。

3 地方公共団体は、奄美群島における教育の特殊事情に鑑み、奄美群島に所在する公立学校の教職員の配置について特別の配慮をするものとする。

4 国及び地方公共団体は、奄美群島における教育の充実に資するものとする。

5 前各項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、奄美群島において、その教育の特殊事情に鑑み、学校教育及び社会教育（情報通信機器を活用して二以上の学校その他の教育機関の間で行われる教育を含む。）の充実に努めるとともに、地域社会の特性に応じた生涯学習の振興に応じた生涯学習の振興に資するための施策の充実について適切な配慮をするものとする。

第三十四条 （略）

（観光の振興及び地域間交流の促進）

第三十五条 （略）

2 前項の交流には、奄美群島の学校に在籍する児童、生徒等と奄

とにより、当該島の区域内から当該島の区域外に所在する高等学校等へ生徒が通学する場合又は当該島の区域外に生徒が居住して当該高等学校等へ通学する場合における当該通学又は居住に対する支援について適切な配慮をするものとする。

2 国及び地方公共団体は、奄美群島における教育の特殊事情に鑑み、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十八号）の規定による公立の高等学校等を設置する地方公共団体ごとの教員及び職員の定員の算定並びに奄美群島に所在する公立の高等学校等に勤務する教員及び職員の定員の決定について特別の配慮をするものとする。

（新設）

3 前二項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、奄美群島において、その教育の特殊事情に鑑み、学校教育及び社会教育の充実に努めるとともに、地域社会の特性に応じた生涯学習の振興に資するための施策の充実について適切な配慮をするものとする。

第三十五条 （略）

（観光の振興及び地域間交流の促進）

第三十六条 （略）

（新設）

美群島の学校以外の学校に在籍する児童、生徒等との交流その他の子どもの教育の場における交流が含まれるものとする。

(移住の促進)

第三十六条 国及び地方公共団体は、奄美群島への移住の促進を図るため、第二十四条及び第二十六条に定めるもののほか、奄美群島へ移住しようとする者への情報の提供、便宜の供与その他の奄美群島へ移住しようとする者の来訪及び滞在の促進について適切な配慮をするものとする。

(業務の範囲)

第五十二条 (略)

2 基金は、前項の業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内で、次に掲げる者に対する経営の改善及び発達に係る助言を行うことができる。

- 一 前項第一号の債務の保証を受けようとする者又は受けている者
- 二 前項第二号又は第三号の事業資金の貸付けを受けようとする者又は受けている者
- 三 前二号に掲げる者のほか、奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う中小規模の事業者

(新設)

(業務の範囲)

第五十二条 (略)

(業務の委託)
第五十三条 基金は、業務方法書で定めるところにより、前条第一項第一号から第三号までに掲げる業務（債務の保証の決定又は貸付けの決定を除く。）及びこれらに附帯する業務の一部を政令で定める金融機関（債権の回収に係るものにあつては、政令で定める金融機関及び債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第二百二十六号）第二条第三項に規定する債権回収会社）に委託することができる。

(新設)

(業務の範囲)

第五十二条 (略)

(業務の委託)
第五十三条 基金は、業務方法書で定めるところにより、前条第一号から第三号までに掲げる業務（債務の保証の決定又は貸付けの決定を除く。）及びこれらに附帯する業務の一部を政令で定める金融機関（債権の回収に係るものにあつては、政令で定める金融機関及び債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第二百二十六号）第二条第三項に規定する債権回収会社）に委託することができる。

2 基金は、業務方法書で定めるところにより、前条第一項第二号及び第三号に規定する事業資金の貸付けに関する調査事務の一部を地方公共団体に委託することができる。

(長期借入金及び奄美群島振興開発債券)

第五十五条 基金は、第五十二条第一項第二号及び第三号に掲げる業務に必要な費用に充てるため、主務大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は奄美群島振興開発債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

2 (略)

(主務大臣等)

第六十二条 第四条第一項並びに同条第四項及び第五項（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。）における主務大臣は、基本方針のうち、同条第二項第二号及び第十六号に掲げる事項に係る部分については国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣、同項第三号及び第七号から第九号までに掲げる事項に係る部分については国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣及び厚生労働大臣、同項第五号及び第十一号に掲げる事項に係る部分については国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣及び環境大臣、同項第六号に掲げる事項に係る部分については国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣、厚生労働大臣及び環境大臣、同項第十二号に掲げる事項に係る部分については国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び環境大臣、同項第十三号に掲げる事項に係る部分については国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣及び文部科学大臣とし、その他の部分については国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣とする。

2 (略)

第六十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行

2 基金は、業務方法書で定めるところにより、前条第二号及び第三号に規定する事業資金の貸付けに関する調査事務の一部を地方公共団体に委託することができる。

(長期借入金及び奄美群島振興開発債券)

第五十五条 基金は、第五十二条第二号及び第三号に掲げる業務に必要な費用に充てるため、主務大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は奄美群島振興開発債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

2 (略)

(主務大臣等)

第六十二条 第四条第一項並びに同条第四項及び第五項（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。）における主務大臣は、基本方針のうち、同条第二項第二号及び第十五号に掲げる事項に係る部分については国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣、同項第三号及び第七号から第九号までに掲げる事項に係る部分については国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣及び厚生労働大臣、同項第五号及び第十一号に掲げる事項に係る部分については国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣及び環境大臣、同項第六号に掲げる事項に係る部分については国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣、厚生労働大臣及び環境大臣、同項第十二号に掲げる事項に係る部分については国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び環境大臣、同項第十三号に掲げる事項に係る部分については国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣及び文部科学大臣とし、その他の部分については国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣とする。

2 (略)

第六十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の

為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十七条第二項の規定に違反して同項の標識を掲示しなかつたとき。

二 第十七条第三項の規定に違反して同項各号の標識を掲示したとき。

三 第十七条第五項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(削る)

三 第十七条第五項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

2 受託者の役員又は職員が、第五十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、三十万円以下の罰金に処する。

第六十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条第一項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の刑を科する。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、令和十一年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 この法律の失効後における基金の解散、基金の権利及び義務の承継並びに令和十年度の業務の実績に関する評価並びに財務及び会計についての基金に係る通則法第三十二条及び第四章の規定の適用については、別に法律で定める。

3 振興開発計画に基づく事業に係る国の負担金、補助金又は交付金のうち、令和十一年度以降に繰り越されたものについては、第

罰金に処する。

一 第十八条第二項の規定に違反して同項の標識を掲示しなかつた者

二 第十八条第三項の規定に違反して同項各号の標識を掲示した者

三 第十八条第五項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

四 第五十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合におけるその違反行為をした受託者の役員又は職員

(新設)

第六十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条第一号から第三号までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の刑を科する。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、平成三十六年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 この法律の失効後における基金の解散、基金の権利及び義務の承継並びに平成三十五年度の業務の実績に関する評価並びに財務及び会計についての基金に係る通則法第三十二条及び第四章の規定の適用については、別に法律で定める。

3 振興開発計画に基づく事業に係る国の負担金、補助金又は交付金のうち、平成三十六年度以降に繰り越されたものについては、第

六条第一項から第四項まで、第二章第三節及び第六十三条の規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。

4
5
10
(略)

別表（第六条関係）

事業の区分	国の負担又は補助の割合の範囲
保育所	（略）
児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所（地方公共団体の設置するものに限る。）の整備	（略）

第六条第一項から第四項まで、第二章第三節及び第六十三条の規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。

4
5
10
(略)

別表（第六条関係）

事業の区分	国の負担又は補助の割合の範囲
保育所	（略）
児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十号）第三十九条第一項に規定する保育所（地方公共団体の設置するものに限る。）の整備	（略）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行 案

目次	目次
第一章 （略）	第一章 （略）
第二章 （略）	第二章 （略）
第一節・第二節 （略）	第一節・第二節 （略）
第三節・産業振興促進計画及びこれに基づく措置（第十一条—第十九条）	第三節・産業振興促進計画及びこれに基づく措置（第十一条—第十九条）
第四節 振興開発のためのその他の特別措置（第二十条—第四十六条）	第四節 振興開発のためのその他の特別措置（第二十一条—第四十六条）
第三章～第五章 （略）	第三章～第五章 （略）
附則	附則
（目的）	（目的）
第一条 この法律は、小笠原諸島の復帰に伴い、小笠原諸島の特殊事情に鑑み、小笠原諸島の振興開発に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、小笠原諸島振興開発基本方針に基づき総合的な小笠原諸島振興開発計画を策定し、及びこれに基づく事業を実施する等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した小笠原諸島の振興開発を図り、併せて帰島を希望する旧島民の帰島を促進し、もつて小笠原諸島の自立的発展、その住民の生活の安定及び福祉の向上並びに小笠原諸島への移住及び小笠原諸島における定住の促進を図ることを目的とする。	第一条 この法律は、小笠原諸島の復帰に伴い、小笠原諸島の特殊事情に鑑み、小笠原諸島の振興開発に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、小笠原諸島振興開発基本方針に基づき総合的な小笠原諸島振興開発計画を策定し、及びこれに基づく事業を実施する等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した小笠原諸島の振興開発を図り、併せて帰島を希望する旧島民の帰島を促進し、もつて小笠原諸島の自立的発展、その住民の生活の安定及び福祉の向上並びに小笠原諸島における定住の促進を図ることを目的とする。
（基本理念）	（基本理念）

第二条 小笠原諸島の振興開発のための施策は、次に掲げる事項を

基本理念として行われなければならない。

一 小笠原諸島が我が国の領域、排他的経済水域及び大陸棚の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給その他の我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担つてることに鑑み、その役割が十分に発揮されるよう、小笠原諸島の地理的及び自然的特性を生かし、その魅力の増進に資することを旨として講ぜられなければならない。

第五条 (略)

二 小笠原諸島の振興開発に対する需要が多様化していることにつき鑑み、小笠原諸島の振興開発に係る関係者の協働を推進し、その意見を集約することにより、施策の効果を一層高め、及び多様化する需要に的確に対応することを旨とすること。

第五条 (略)

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 (略)

四 地域の特性に即した農林水産業、商工業、情報通信業等の産業の振興開発に関する基本的な事項

五 (略)

六 住宅及び生活環境の整備（廃棄物の減量その他その適正な処理を含む。次条第二項第六号において同じ。）に関する基本的な事項

七 (略)

十一 再生可能エネルギー源の利用その他のエネルギーの供給に関する基本的な事項

第二条 小笠原諸島の振興開発のための施策は、小笠原諸島が我が国の領域、排他的経済水域及び大陸棚の保全、海洋資源の利用、

多様な文化の継承、自然環境の保全、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給その他の我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担つてることに鑑み、その役割が十分に発揮されるよう、小笠原諸島の地理的及び自然的特性を生かし、その魅力の増進に資することを旨として講ぜられなければならない。

第五条 (略)

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 (略)

四 地域の特性に即した農林水産業、商工業等の産業の振興開発に関する基本的な事項

五 (略)

六 住宅及び生活環境の整備（廃棄物の減量その他その適正な処理を含む。以下同じ。）に関する基本的な事項

七 (略)

十一 再生可能エネルギー源（太陽光、風力その他非化石エネル

ギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することがで
きると認められるものをいう。以下同じ。）の利用その他のエ

エネルギーの供給に関する基本的な事項

十二～十五 (略)

十六 小笠原諸島への移住の促進に関する基本的な事項
(略)

十七 小笠原諸島の振興開発に係る事業者、住民、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人（次条第二項第十八号及び第三十九条において「特定非営利活動法人」という。）その他の関係者間における連携及び協力の確保に関する基本的な事項

十九 (略)

- 3 基本方針は、令和六年度を初年度として五箇年を目途として達成されるような内容のものでなければならない。
4 国土交通大臣は、基本方針を定めようとするときは、小笠原諸島振興開発審議会の議を経るとともに、関係行政機関の長に協議しなければならない。

5・6 (略)

(振興開発計画)

第六条 (略)

- 2 振興開発計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一～三 (略)

四 地域の特性に即した農林水産業、商工業、情報通信業等の産業の振興開発に関する事項

五～十五 (略)

十六 小笠原諸島への移住の促進に関する事項
(略)

十七 小笠原諸島 (略)

- 3 振興開発計画は、令和六年度を初年度として五箇年を目途として達成されるような内容のものでなければならない。
4 東京都は、振興開発計画を定めようとするときは、次項の規定

エネルギーの供給に関する基本的な事項

十二～十五 (略)

十六 (新設) (略)

十七 小笠原諸島の振興開発に係る事業者、住民、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人（以下単に「特定非営利活動法人」という。）その他の関係者間における連携及び協力の確保に関する基本的な事項

十八 (略)

- 3 基本方針は、平成三十一年度を初年度として五箇年を目途として達成されるような内容のものでなければならない。
4 国土交通大臣は、基本方針を定めようと/orするときは、あらかじめ、小笠原諸島振興開発審議会の議を経るとともに、関係行政機関の長に協議しなければならない。

5・6 (略)

(振興開発計画)

第六条 (略)

- 2 振興開発計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一～三 (略)

四 地域の特性に即した農林水産業、商工業等の産業の振興開発に関する事項

五～十五 (略)

十六 (新設) (略)

十七 (略)

- 3 振興開発計画は、平成三十一年度を初年度として五箇年を目途として達成されるような内容のものでなければならない。
4 東京都は、振興開発計画を定めようと/orするときは、次項の規定

による要請があつた場合を除き、小笠原村に対し、振興開発計画の案を作成し、東京都に提出するよう求めなければならない。

5・6 (略)

7 小笠原村は、第四項又は第五項の案を作成しようとするときは、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(略)

8 東京都は、振興開発計画を定めようとするときは、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、国土交通大臣は、当該同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

10・11 (略)

(産業振興促進計画の認定)

第十一条 (略)

2・3 (略)

4 第二項第二号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。

一 観光旅客滞在促進事業（小笠原諸島において旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する旅館業（同条第四項に規定する下宿営業その他の国土交通省令で定めるものを除く。）を営む者（旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第三条の登録を受けた者を除く。）が、小笠原諸島内限定旅行業者代理業（旅行業法第二条第二項に規定する旅行業者代理業であつて、小笠原諸島内の旅行に関し宿泊者と同条第三項に規定する旅行業務の取扱いに係る契約を締結する行為を行うものをいう。第十七条第五項において同じ。）を行うことにより、小笠原諸島において観光旅客の宿泊に関するサービスの改善及び向上を図る事業であつて、小笠原諸島の観光資源

による要請があつた場合を除き、あらかじめ、小笠原村に対し、振興開発計画の案を作成し、東京都に提出するよう求めなければならない。

5・6 (略)

7 小笠原村は、第四項又は第五項の案を作成しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(略)

8 東京都は、振興開発計画を定めようとするときは、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、国土交通大臣は、同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

10・11 (略)

(産業振興促進計画の認定)

第十一条 (略)

2・3 (略)

4 第二項第二号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。

一 観光旅客滞在促進事業（小笠原諸島において旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する旅館業（同条第四項に規定する下宿営業その他の国土交通省令で定めるものを除く。）を営む者（旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第三条の登録を受けた者を除く。）が、小笠原諸島内限定旅行業者代理業（旅行業法第二条第二項に規定する旅行業者代理業であつて、小笠原諸島内の旅行に関し宿泊者と同条第三項に規定する旅行業務の取扱いに係る契約を締結する行為を行うものをいう。第十七条第五項において同じ。）を行うことにより、小笠原諸島において観光旅客の宿泊に関するサービ

を活用して観光旅客の滞在を促進するものをいう。以下同じ。

）に関する事項

二　補助金等交付財産活用事業（補助金等交付財産（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十二条に規定する財産をいう。）を当該補助金等交付財産に充てられた補助金等（同法第二条第一項に規定する補助金等をいう。）の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することにより行う事業をいう。第十八条において同じ。）に関する事項

5 小笠原村は、産業振興促進計画に第二項第二号に掲げる事項を記載しようとするときは、同号の実施主体として定めようとする者の同意を得なければならない。

6・7 （略）

8 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、産業振興促進計画のうち第二項各号に掲げる事項に係る部分が次に掲げる基準に適合すると認めるとときは、その認定をするものとする。

一〇三 （略）

四 第二項第二号に掲げる事項に観光旅客滞在促進事業に関する事項を記載した産業振興促進計画については、当該観光旅客滞在促進事業を実施しようとする者が旅行業法第六条第一項各号（第九号及び第十号を除く。）のいずれにも該当せず、かつ、営業所ごとに同法第十一条の二に規定する旅行業務取扱管理者又は第十七条第四項前段に規定する小笠原諸島内限定旅行業務取扱管理者を確実に選任すると認められること。

国土交通大臣は、産業振興促進計画に第四項各号に掲げる事が記載されている場合において、前項の認定をしようとするときは、当該事項に係る関係行政機関の長（以下「関係行政機関の長」という。）の同意を得なければならない。

10 9 （略）

を活用して観光旅客の滞在を促進するものをいう。以下同じ。

）に関する事項

二　補助金等交付財産活用事業（補助金等交付財産（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十二条に規定する財産をいう。）を当該補助金等交付財産に充てられた補助金等（同法第二条第一項に規定する補助金等をいう。）の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することにより行う事業をいう。第十九条において同じ。）に関する事項

5 小笠原村は、産業振興促進計画に第二項第二号に掲げる事項を記載しようとするときは、あらかじめ、同号の実施主体として定めようとする者の同意を得なければならない。

6・7 （略）

8 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、産業振興促進計画のうち第二項各号に掲げる事項に係る部分が次に掲げる基準に適合すると認めるとときは、その認定をするものとする。

一〇三 （略）

四 第二項第二号に掲げる事項に観光旅客滞在促進事業に関する事項を記載した産業振興促進計画については、当該観光旅客滞在促進事業を実施しようとする者が旅行業法第六条第一項各号（第九号及び第十号を除く。）のいずれにも該当せず、かつ、営業所ごとに同法第十一条の二に規定する旅行業務取扱管理者又は第十八条第四項前段に規定する小笠原諸島内限定旅行業務取扱管理者を確実に選任すると認められること。

国土交通大臣は、産業振興促進計画に第四項各号に掲げる事が記載されている場合において、前項の認定をしようとするときは、当該事項に係る関係行政機関の長（以下単に「関係行政機関の長」という。）の同意を得なければならない。

10 9 （略）

(削る)

(旅行業法の特例)

第十七条 (略)

3 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める標識を揭示してはならない。

一・三 (略)

4・5 (略)

第十八条・第十九条 (略)

第四節 振興開発のためのその他の特別措置

第二十条・第二十三条 (略)

(情報の流通の円滑化等についての配慮)

第二十四条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島と他の地域との間の情報通信技術の利用の機会に係る格差に鑑み、小笠原諸島における住民の生活の利便性の向上、産業の振興、医療及び教育の充実等を図るため、情報の流通の円滑化、高度情報通信ネットワークその他の通信体系の充実及び先端的な情報通信技術の活用について特別の配慮をするものとする。

第二十五条・第二十六条 (略)

(生活環境等の整備についての配慮)

第二十七条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島への移住及び小笠原諸島における定住の促進に資するため、住宅の整備及び水の安

第十七条 削除

(旅行業法の特例)

第十八条 (略)

3 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める標識を表示してはならない。

一・三 (略)

4・5 (略)

第十九条・第二十条 (略)

第四節 振興開発のためのその他の特別措置

第二十一条・第二十四条 (略)

(情報の流通の円滑化及び通信体系の充実についての配慮)

第二十五条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島と他の地域との間の情報通信技術の利用の機会に係る格差に鑑み、小笠原諸島における住民の生活の利便性の向上、産業の振興、医療及び教育の充実等を図るため、情報の流通の円滑化及び高度情報通信ネットワークその他の通信体系の充実について適切な配慮をするものとする。

第二十六条・第二十七条 (略)

(生活環境等の整備についての配慮)

第二十八条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島における定住の促進に資するため、住宅の整備及び水の安定的な供給の確保、廃棄

定的な供給の確保、廃棄物の適正な処理その他の快適な生活環境の整備について適切な配慮をするものとする。

(介護給付等対象サービス等の確保等についての配慮)

第二十八条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島における介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービス及び老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）に基づく福祉サービス（以下この項において「介護給付等対象サービス等」という。）の確保及び充実を図るため、介護給付等対象サービス等に従事する者の確保及び当該者の負担の軽減に資する機器等の導入、介護施設の整備並びに提供される介護給付等対象サービス等の内容の充実について適切な配慮をするものとする。

2 国及び地方公共団体は、小笠原諸島における障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第一百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス及び同条第十九項に規定する相談支援並びに児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十三条の十九第一項に規定する障害児通所支援等（以下この項において「障害福祉サービス等」という。）の確保及び充実を図るため、障害福祉サービス等に従事する者の確保、障害福祉サービス等に係る事業を行う事業所等の整備及び提供される障害福祉サービス等の内容の充実について適切な配慮をするものとする。

(高齢者の居住用施設及び児童福祉施設の整備についての配慮)
第二十九条（略）
2 国及び地方公共団体は、小笠原諸島における児童の福祉の増進を図るため、児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設（前条第二項に規定する障害福祉サービス等に係る事業を行う事業所等に該当するものを除く。）の整備について適切な配慮をする

物の適正な処理その他の快適な生活環境の整備について適切な配慮をするものとする。

(介護給付等対象サービス等の確保等についての配慮)

第二十九条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島における介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービス及び老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）に基づく福祉サービス（以下この条において「介護給付等対象サービス等」という。）の確保及び充実を図るため、介護給付等対象サービス等に従事する者の確保、介護施設の整備及び提供される介護給付等対象サービス等の内容の充実について適切な配慮をするものとする。

(新設)

(高齢者の居住用施設の整備についての配慮)
第三十条（略）
(新設)

ものとする。

第三十条 (略)

(医療の充実についての配慮)

第三十一条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島において、必要な医師、歯科医師又は看護師の確保、定期的な巡回診療、情報通信機器を活用した診療、医療機関の協力体制の整備等により医療の充実が図られるよう特別の配慮をするものとする。

2・3 (略)

第三十二条 (略)

(再生可能エネルギー源の利用の促進等についての配慮)

第三十三条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島の自然的特性を踏まえ、小笠原諸島において再生可能エネルギー源を利用することが、エネルギーの安定的かつ適切な供給の確保及びエネルギーの供給に係る環境への負荷の低減を図る上で重要であることに鑑み、再生可能エネルギー源の利用を促進するためには必要な施策の充実について適切な配慮をするものとする。

2 (略)

(防災対策の推進等についての配慮)

第三十四条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島において、災害を防除し、及び軽減するため、並びに災害が発生した場合において住民が孤立し、及び地域経済の円滑な運営が著しく阻害されることはを防止するため、小笠原諸島において、国土保全施設、避難施設、備蓄倉庫、防災行政無線設備、人工衛星を利用した通信設備その他の防災に関する施設及び設備の整備、防災上必要な教育及び訓練の実施、被災者の救難、救助その他の保護を迅速かつ的確に実び訓練の実施、被災者の救難、救助その他の保護を迅速かつ的確

第三十一条 (略)

(医療の充実についての配慮)

第三十二条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島において、必要な医師、歯科医師又は看護師の確保、定期的な巡回診療、医療機関の協力体制の整備等により医療の充実が図られるよう適切な配慮をするものとする。

2・3 (略)

第三十三条 (略)

(再生可能エネルギー源の利用の推進等についての配慮)

第三十四条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島の自然的特性を踏まえ、小笠原諸島において再生可能エネルギー源を利用することが、エネルギーの安定的かつ適切な供給の確保及びエネルギーの供給に係る環境への負荷の低減を図る上で重要であることに鑑み、再生可能エネルギー源の利用の推進について適切な配慮をするものとする。

2 (略)

(防災対策の推進についての配慮)

第三十五条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島において、災害を防除し、及び災害が発生した場合において住民が孤立することを防止するため、小笠原諸島において、国土保全施設、避難施設、備蓄倉庫、防災行政無線設備、人工衛星を利用した通信設備その他他の防災に関する施設及び設備の整備、防災上必要な教育及び訓練の実施、被災者の救難、救助その他の保護を迅速かつ的確に実施するための体制の整備及び関係行政機関の連携の強化その他の

に実施するための体制の整備及び関係行政機関の連携の強化その他の防災対策の推進について適切な配慮をするものとする。

2 国及び地方公共団体は、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれのある感染症が発生したことにより、小笠原諸島と

小笠原諸島以外の地域との間の人の往来又は物資の流通が停滞し、又は制限された場合には、小笠原諸島において、住民の生活の安定及び地域経済の円滑な運営が著しく阻害されるおそれがあることに鑑み、当該場合における住民の生活に必要な物資の確保及び事業活動の継続について適切な配慮をするものとする。

(教育の充実等についての配慮)

第三十五条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島において、その教育の特殊事情に鑑み、子どもの修学の機会の確保に資するため、小笠原諸島内の島の区域内に高等学校、中等教育学校の後期課程その他これらに準ずる教育施設（以下この項において「高等学校等」という。）が設置されていないことにより、当該島の区域外に生徒が居住して高等学校等へ通学する場合における当該居住に対する支援について適切な配慮をするものとする。

2 国及び地方公共団体は、小笠原諸島における教育の特殊事情に鑑み、小笠原諸島に所在する公立学校の教職員（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）第二条第三項に規定する教職員及び公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十八号）第二条第一項に規定する教職員をいう。次項及び第四項において同じ。）の定数の算定について特別の配慮をするものとする。

3 地方公共団体は、小笠原諸島における教育の特殊事情に鑑み、小笠原諸島に所在する公立学校の教職員の配置について特別の配慮をするものとする。

4 国及び地方公共団体は、小笠原諸島における教育の充実に資す

(新設)

防災対策の推進について適切な配慮をするものとする。

(教育の充実等についての配慮)

第三十六条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島において、その教育の特殊事情に鑑み、子どもの修学の機会の確保に資するため、小笠原諸島内の島の区域内に高等学校、中等教育学校の後期課程その他これらに準ずる教育施設（以下この条において「高等学校等」という。）が設置されていないことにより、当該島の区域外に生徒が居住して高等学校等へ通学する場合における当該居住に対する支援について適切な配慮をするものとする。

2 国及び地方公共団体は、小笠原諸島における教育の特殊事情に鑑み、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十八号）の規定による公立の高等学校等を設置する地方公共団体ごとの教員及び職員の定員の算定並びに小笠原諸島に所在する公立の高等学校等に勤務する教員及び職員の定員の決定について特別の配慮をするものとする。

(新設)

(新設)

るよう、小笠原諸島に所在する公立学校の教職員の待遇について

適切な配慮をするものとする。

5 | 前各項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、小笠原諸島において、その教育の特殊事情に鑑み、学校教育及び社会教育（情報通信機器を活用して二以上の学校その他他の教育機関の間で行われる教育を含む。）の充実に努めるとともに、地域社会の特性に応じた生涯学習の振興に資するための施策の充実について適切な配慮をするものとする。

第三十六条 条 (略)

(観光の振興及び地域間交流の促進についての配慮)

第三十七条 条 (略)

2 | 前項の交流には、小笠原諸島の学校に在籍する児童、生徒等と小笠原諸島の学校以外の学校に在籍する児童、生徒等との交流その他の子どもの教育の場における交流が含まれるものとする。

(移住の促進についての配慮)

第三十八条 条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島への移住の促進を

図るため、第二十六条及び第二十七条に定めるもののほか、小笠原諸島へ移住しようとする者への情報の提供、便宜の供与その他の小笠原諸島へ移住しようとする者の来訪及び滞在の促進について適切な配慮をするものとする。

3 | 前二項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、小笠原諸島において、その教育の特殊事情に鑑み、学校教育及び社会教育の充実に努めるとともに、地域社会の特性に応じた生涯学習の振興に資するための施策の充実について適切な配慮をするものとする。

第三十七条 条 (略)

(観光の振興及び地域間交流の促進についての配慮)

第三十八条 条 (新設)

(新設)

(観光の振興及び地域間交流の促進についての配慮)

(新設)

第五十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十七条第二項の規定に違反して同項の標識を掲示しなかつたとき。

二 第十七条第三項の規定に違反して同項各号の標識を掲示したとき。

第五十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十八条第二項の規定に違反して同項の標識を掲示しなかつた者

二 第十八条第三項の規定に違反して同項各号の標識を掲示した者

三 第十七条第五項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

附 則
(略)

(この法律の失効)

2 この法律は、令和十一年三月三十日限り、その効力を失う。ただし、振興開発計画に基づく事業に係る国の負担金又は補助金のうち令和十一年度以降に繰り越されるものについては、第七条の規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。

3 (略)

(宅地評価土地に係る価格の決定の特例)

4 帰島者が小笠原諸島の地域へ移住する前に有していた不動産で小笠原諸島の地域以外の本邦の地域にあるものを平成十八年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間において譲渡した場合において、当該譲渡した不動産に係る第四十二条第一項に規定する固定資産課税台帳に登録された価格（当該価格が登録されていない場合にあつては、東京都知事が地方税法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準（当該不動産が同法附則第十七条の二第一項又は第二項の規定の適用を受ける土地である場合は、同法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準及び同法附則第七条の二第一項の修正基準）によつて決定した価格）中に同法附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の価格があるときにおける第四十二条第一項の規定の適用については、同項中「登録された価格」とあるのは「登録された価格のうち地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額」と、「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）」とあるのは「同法」と、「決定した価格」とあるのは「決定した価格」

三 第十八条第五項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

附 則
(略)

(この法律の失効)

2 この法律は、平成三十六年三月三十日限り、その効力を失う。ただし、振興開発計画に基づく事業に係る国の負担金又は補助金のうち平成三十六年度以降に繰り越されるものについては、第七条の規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。

3 (略)

(宅地評価土地に係る価格の決定の特例)

4 帰島者が小笠原諸島の地域へ移住する前に有していた不動産で小笠原諸島の地域以外の本邦の地域にあるものを平成十八年四月一日から平成三十六年三月三十一日までの間において譲渡した場合において、当該譲渡した不動産に係る第四十二条第一項に規定する固定資産課税台帳に登録された価格（当該価格が登録されていない場合にあつては、東京都知事が地方税法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準（当該不動産が同法附則第十七条の二第一項又は第二項の規定の適用を受ける土地である場合は、同法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準及び同法附則第七条の二第一項の修正基準）によつて決定した価格）中に同法附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の価格があるときにおける第四十二条第一項の規定の適用については、同項中「登録された価格」とあるのは「登録された価格のうち地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額」と、「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）」とあるのは「同法」と、「決定した価格」とあるのは「決定した価

のうち同法附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額」とする。

5
（略）

（この法律の失効後の譲渡所得等の課税の特例）
6 帰島者に係る令和十一年分以前の年分の所得税については、この法律の失効後も、なお従前の例による。

7
8
（略）

格のうち同法附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額」とする。

5
（略）

（この法律の失効後の譲渡所得等の課税の特例）
6 帰島者に係る平成三十六年分以前の年分の所得税については、この法律の失効後も、なお従前の例による。

7
8
（略）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行 案								
<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条—第十七条、第十七条の三—第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条—第三十四条の五関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="padding: 5px;">登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項</td> <td style="padding: 5px;">課税標準</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;">税率</td> </tr> </table> <p>百四十一の二 （略）</p>	登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準		税率	<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条—第十七条、第十七条の三—第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条—第三十四条の五関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="padding: 5px;">登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項</td> <td style="padding: 5px;">課税標準</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;">税率</td> </tr> </table> <p>百四十一の二 （略）</p>	登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準		税率
登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準								
	税率								
登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準								
	税率								
<p>百四十二 旅行業、旅行業者代理業若しくは旅行サービス手配業の登録又は旅程管理業務等に係る登録研修機関の登録 （注）観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成二十年法律第三十九号）第十二条第一項（旅行業法の特例）、奄美群島振興開発特別措置法第十七条第一項（旅行業法の特例）又は小笠原諸島振興開発特別措置法第十七条第一項（旅行業法の特例）の規定により旅行業者代理業の登録を受けたものとみなされる場合における観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律第八条第三項（観光圏整備実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による観光圏整備実施計画の認定、奄美群島振興開発特別措置法第十二条第一項（認定産業振興促進計画の認定）（同法第十三条第二項（認定産業振興促進計画の</p>	<p>百四十二 旅行業、旅行業者代理業若しくは旅行サービス手配業の登録又は旅程管理業務等に係る登録研修機関の登録 （注）観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成二十年法律第三十九号）第十二条第一項（旅行業法の特例）、奄美群島振興開発特別措置法第十七条第一項（旅行業法の特例）又は小笠原諸島振興開発特別措置法第十七条第一項（旅行業法の特例）の規定により旅行業者代理業の登録を受けたものとみなされる場合における観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律第八条第三項（観光圏整備実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による観光圏整備実施計画の認定、奄美群島振興開発特別措置法第十二条第一項（認定産業振興促進計画の認定）（同法第十三条第二項（認定産業振興促進計画の</p>								

変更)において準用する場合を含む。)の規定による産業振興促進計画の認定又は小笠原諸島振興開発特別措置法第十一條第八項(産業振興促進計画の認定)(同法第十三條第二項(認定産業振興促進計画の変更))において準用する場合を含む。)の規定による産業振興促進計画の認定は、当該登録とみなす。

(略)	(略)	(略)
百四十二の二～百六十	(略)	

変更)において準用する場合を含む。)の規定による産業振興促進計画の認定又は小笠原諸島振興開発特別措置法第十一條第八項(産業振興促進計画の認定)(同法第十三條第二項(認定産業振興促進計画の変更))において準用する場合を含む。)の規定による産業振興促進計画の認定は、当該登録とみなす。

(略)	(略)	(略)
百四十二の二～百六十	(略)	

							改 正 案	附 則 (所掌事務の特例)
令和十一年三月三十一日	令和九年三月三十一日	(略)		(削る) (削る)	(略)	期 限	事 務	第二条 (略) 2 総務省は、第三条第一項の任務を達成するため、第四条第一項各号及び前項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。
奄美群島（奄美群島振興開発特別措	(略)	(略)						附 則 (所掌事務の特例)
(新設)	令和九年三月三十一日	(略)		令和六年三月三十一日	(略)	期 限	事 務	第二条 (略) 2 総務省は、第三条第一項の任務を達成するため、第四条第一項各号及び前項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。
(新設)	(略)	(略)		奄美群島（奄美群島振興開発特別措 置法（昭和二十九年法律第百八十九 号）第一条に規定する奄美群島をい う。）の振興及び開発に関する総合 的な政策の企画及び立案並びに推進 に関すること。	(略)			現 行

（傍線の部分は改正部分）

令和十三年三月三十一日	(略)	置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。
-------------	-----	---

令和十三年三月三十一日	(略)	
(略)	(略)	

○ 農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）（抄）（附則第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

						改 正 案
						現 行 案
令和十一年三月三十一日	令和九年三月三十一日	(略)	(略)	(削る) (削る)	期 限	1・2 附 則 3 農林水産省は、第三条第一項の任務を達成するため、第四条第一項各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。
奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。）の振興及び開発に関する総合	(略)	(略)	(略)	令和六年三月三十一日	期 限	1・2 附 則 3 農林水産省は、第三条第一項の任務を達成するため、第四条第一項各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。
(新設)	令和九年三月三十一日	(略)	(略)	奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。	期 限	1・2 附 則 3 農林水産省は、第三条第一項の任務を達成するため、第四条第一項各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。
(新設)	(略)	(略)	(略)	奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。	期 限	1・2 附 則 3 農林水産省は、第三条第一項の任務を達成するため、第四条第一項各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

				的な政策の企画及び立案並びに推進 に関すること。
4 （略）	令和十三年三月三十一日 （略）	（略）	（略）	

4 （略）	令和十三年三月三十一日 （略）	（略）	（略）	

（傍線の部分は改正部分）

				改 正 案	
（削る）	（削る）	（削る）	事 務	期 限	附 則 （所掌事務の特例）
（削る）					<p>第二条 国土交通省は、第三条第一項の任務を達成するため、第四条第一項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p>
令和六年三月三十一日			事 務	期 限	現 行 案
独立行政法人奄美群島振興開発基金の行う業務に関すること。	奄美群島振興開発計画（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。）に基づく公共事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。	奄美群島振興開発計画（奄美群島振興開発特別措置法第五条第一項に規定する奄美群島振興開発計画をいう。）に基づく公共事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。	事 務	期 限	附 則 （所掌事務の特例）

令和十一年三月三十一日	令和九年三月三十一日	(略)	(略)	(略)	(削る)	

奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

奄美群島振興開発計画（奄美群島振興開発特別措置法第五条第一項に規定する奄美群島振興開発計画をいう。）に基づく公共事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。

小笠原諸島（小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第四条第一項に規定する小笠原諸島をいう。）の総合的な振興及び開発に関すること。

(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	
------	------	------	------	------	------	--

九号) 第四条第一項に規定する小笠原諸島をいう。)の総合的な振興及び開発に関すること。

令和十三年三月三十一日	(略)
(略)	(略)

(審議会等の設置の特例)

第四条 令和十一年三月三十一日までの間、奄美群島振興開発特別措置法の定めるところにより国土交通省に置かれる奄美群島振興開発審議会は、本省に置く。

2 令和十一年三月三十一日までの間、小笠原諸島振興開発特別措置法の定めるところにより国土交通省に置かれる小笠原諸島振興開発審議会は、本省に置く。

九号) 第四条第一項に規定する小笠原諸島をいう。)の総合的な振興及び開発に関すること。

令和十三年三月三十一日	(略)
(略)	(略)

(審議会等の設置の特例)

第四条 令和六年三月三十一日までの間、奄美群島振興開発特別措置法の定めるところにより国土交通省に置かれる奄美群島振興開発審議会は、本省に置く。

2 令和六年三月三十一日までの間、小笠原諸島振興開発特別措置法の定めるところにより国土交通省に置かれる小笠原諸島振興開発審議会は、本省に置く。